

平成16年11月6日から

犬・猫等の検疫制度が 変わります



犬・猫・あらいぐま・きつね・スカンクについては

- 到着40日前の輸入の届出
- マイクロチップ(ISO規格)による個体識別が必要になります。

犬や猫については

- 狂犬病不活化ワクチンの2回以上の接種
- 血液検査(狂犬病に対する抗体価の確認)
- 抗体確認後の輸出国での待機(180日間)により、日本入国時の係留検査期間が大幅に短縮されます。

詳しくは、動物検疫所ホームページ

<http://www.maff-aqs.go.jp/>

または、最寄りの動物検疫所までお問い合わせ下さい。

農林水産省動物検疫所

横浜本所 ☎045-751-5921

成田支所 ☎0476-34-2342

名古屋支所 ☎052-651-0334

関西空港支所 ☎0724-55-1956

神戸支所 ☎078-222-8990

門司支所 ☎093-321-1116

沖縄支所 ☎098-861-4370